

字削る
字加える

契 約 事 項

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書又は設計書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従いこれを履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 この契約書に定める 催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約事項及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 10 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（監督員及び業務責任者）

- 第2条 発注者は、受注者の業務の遂行について、自己に代わって立会、指示、承諾又は協議を行う監督員を定めたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 受注者は、業務履行について、技術上の管理をつかさどる業務責任者を定めたときは、書面をもって発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

（業務工程表）

- 第3条 受注者は、発注者が必要と認める場合は、履行期間の初日から起算して5日以内に業務工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 受注者は、履行期間の初日から起算して10日以内に委託業務に着手するとともに、着手届を発注者に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

- 第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

- 第5条 受注者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面をもって発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第6条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者は、必要がある場合には、書面をもって受注者に通知し、発注者と受注者で書面により合意することにより、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもってこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(期限の延長)

第8条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めなければならない。

(一般的損害)

第9条 この契約の目的物の引渡し前に生じた損害は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する事由による場合においては、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 委託業務の遂行に当たり通常避けることができない理由により第三者に損害を生じたときは、発注者が損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち委託業務の遂行について、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

2 前項に定めるもののほか、委託業務の遂行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者が損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

3 前2項の場合その他委託業務の遂行に当たり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理の解決に当たるものとする。

4 受注者は、前条及び本条に基づく損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面をもって発注者に通知しなければならない。

(検査及び引き渡し)

第11条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に委託業務の完了確認のため、検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該給付に係る目的物を発注者に引渡すものとする。

(履行遅滞における違約金)

第12条 受注者の責めに帰する事由により、履行期間までに委託業務を完了することができない場合にお

いて、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、違約金を付して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の違約金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 3 発注者の責めに帰する事由により、次条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受注者は、支払遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて得た金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に対して請求することができる。

（委託料の支払い）

第13条 受注者は、第11条第2項又は第3項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して書面をもって業務委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

（引渡し前における成果物の使用）

第14条 発注者は、第11条第4項による引き渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を経て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な経費を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第15条 発注者は、成果物がこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、別に定める場合を除き、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代え、若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、発注者がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

（発注者の催告による解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 指定期日以内に業務を完了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完等がなされないとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第19条に規定する事由によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(談合その他不正行為による解除)

第16条の3 発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

字削る
字加える

- (3) 受注者が前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第16条及び16条の2の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（協議解除）

第18条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第19条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（秘密の保持）

第20条 発注者及び受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。なお、両者は、相手方に秘密を開示する場合、秘密である旨の明示を行うものとする。

- 2 受注者は、成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）に含まれる発注者の秘密を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときはこの限りでない。
- 3 前各項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、発注者及び受注者は、相手方の秘密を当該第三者に開示、提供することができるものとする。
 - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとする。
 - (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合。
 - (3) 受注者が委託業務に関わる作業の一部を発注者の承認を受け第三者に再委託する場合。ただし、この場合、受注者は、再委託先に対して本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を課すものと

する。

(解除の効果)

- 第21条 この契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 2 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 受注者は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 6 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第16条、第16条の2、第16条の3又は第17条第2項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第18条又は第19条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

- 第22条 受注者は、この契約に関して第16条の3各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、業務が完了した後に、受注者が第16条の3各号のいずれかに該当することが明らかになった場合に準用する。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成した者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、当該企業体のすべての構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。
- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の賠償額が同項に規定する賠償金額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(保険等)

- 第23条 受注者は、仕様書等に基づき火災保険、その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）を付しているとき又は任意に保険を付しているときは、その証券又はこれに代わるものの写しを直ちに発注者に提出しなければならない。

(個人情報の保護)

- 第24条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

字削る
字加える

(暴力団等からの不当介入の排除)

第25条 受注者は、この契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当要求を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに発注者に報告しなければならない。

(補則)

第26条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。